

# 第 1 部 総 論

## 第 1 節 序 説

### 第 1 府域の概況

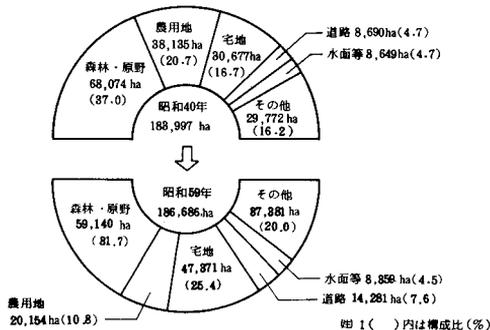
大阪府域は西は大阪湾に面し、北、東、南は北摂、金剛・生駒、和泉葛城の各山地に囲まれ、総面積は 1,867 km<sup>2</sup> で全国土の 0.5 % を占めるにすぎず、全都道府県中最も狭小である。気候は温和少雨で風も比較的穏やかである。この地域に全国人口の 7.2 % に当たる 866 万人の人口と、全国の 8.1 % に当たる約 52 万カ所の事業所が集中し、高密度の生産社会が形成されている。

このような府域における人口と産業の集中による都市化の進展は、府域に残された自然環境を破壊し、緑を急速に減少させるなど、生活環境に大きな影響を与えてきている。

#### 1 土地 利 用

土地利用についてみると、昭和 59 年現在で宅地（住宅地、工場用地、事務所・店舗用地等）が 25.4 % を占め、森林・原野 31.7 %、農用地 10.8 % などとなっており、宅地、道路及び公共用施設用地の都市的利用に供される面積は、府域の約 40 % に達している。また土地利用の推移は、農用地、森林等が減少し、宅地、道路が増加して、昭和 40 年から 59 年までの間において、府域の約 15 % 程度が都市的土地利用へ転換している（図 1-1-1）。なお、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく都市計画区域は、昭和 61 年 4 月現在において、総面積 17 万 2,794 ha で府域の約 93 % に及び、このうち市街化区域は 8 万 8,673 ha、市街化調整区域は 8 万 4,121 ha で、ほぼ都市計画区域を二分している。

図 1-1-1 土地利用の推移



## 2 産業活動

府域における産業活動についてみると、昭和59年の製造品出荷額等は21兆3,282億円（前年比5.5%増）で1㎏当たりの出荷額は約114億円で高密度の工業活動を行っている。

工業用水の使用量（全淡水使用量）は、昭和59年には日量約766万㎥で、用水の回収利用による水利用の合理化が進んだことから、回収水を差し引いた純淡水使用量をみると日量約112万㎥となっており、回収率は約85%に達している。供給水源をみると、地下水依存量は地盤沈下防止のための汲み上げ規制強化のため年々減少し、淀川が全体の約78%を占めている。

エネルギーの消費動向を、まず、大気汚染等の環境汚染状況と密接な関連をもつものとされる府域における石油製品（燃料油）の需要の推移をみると、昭和59年度においては995万1千㎥で高度経済成長期の昭和45年の57.0%となっている。油種別にみると、昭和45年に全体の66.8%を占めていた重油は、公害防止対策としての燃料転換等を反映して構成比が低下している。また、府域における電力需要量をみると、昭和59年度には全国の8.3%に当たる414億kWhの需要があり、都市ガス消費量は昭和59年には46億19百万㎥となっている（表1-1-1）。

表1-1-1 産業活動等の推移

区 分		年			
		昭45	50	55	59
製造品出荷額等（億円）		77,997	121,381	187,705	213,282
工業用水	全淡水使用量（万㎥/日）	459	729	805	766
	純淡水使用量（万㎥/日）	206	168	131	112
石油製品（燃料油）需要量（千ℓ）		17,465	14,786	11,897	9,951
（うち重油の占める構成比（%））		（66.8）	（52.1）	（44.4）	（33.3）
電力需要量（億kWh）		240	296	355	414
都市ガス消費量（百万㎥）		1,848	2,951	4,057	4,619

（注） 製造品出荷額等、全淡水使用量、純淡水使用量は府企画部統計課「工業統計調査結果表」、石油製品（燃料油）需要量は通商産業省「エネルギー生産・需給統計年報」、電力需要量は関西電力株式会社調べ、都市ガス消費量は大阪瓦斯株式会社調べによる。

## 3 都市環境

### (1) 下水道

下水道は、公共用水域の水質汚濁防止、浸水の防止等の効用を有し、生活環境の

改善を図る上で不可欠な都市の根幹的施設であって、とりわけ近年における都市化現象による公共用水域の水質汚濁を防止するため極めて重要な役割を担うものとしてその整備が急がれている。

昭和60年度末現在の公共下水道普及率（処理人口普及率）は57.5%（大阪市域では99.4%、その他の府域では39.0%）で全国平均を上回っている。

## (2) 廃棄物

経済・社会活動の発展と生活様式の高度化に伴い、排出される廃棄物の量は年々増加の一途をたどり、一般廃棄物については、市町村が行うごみの計画収集量で昭和59年度には約360万トンに達し、産業廃棄物の排出総量については、昭和55年度に年1,610万トンであったが、昭和60年度には1,843万トンに達するものと推定されている。このように量の増大とともに、質における多様化の傾向を示している。

## (3) 公園・緑地

府域には2カ所の自然公園（金剛生駒国定公園、明治の森・箕面国定公園）をはじめ、4大緑地（服部、久宝寺、大泉、鶴見）、府営公園、河川敷公園及び市町村設置の都市公園が開設されており、その総数は昭和61年4月現在、3,276カ所、総面積は約3,123haである。都市公園は、開設面積では全国的にかなり高い水準にあるものの、府民1人当たりでは約3.6㎡で、全国平均（推計5.0㎡）を下回っている。

## (4) 道路交通

府域の道路交通は、人口、産業の集中とモータリゼーションの進展により増加の一途をたどり、昭和45年以降についてみると、自動車保有台数は、人口増加や道路延長の伸びと比べて著しい伸びを示し（表1-1-2）、昭和60年の交通渋滞時間は1日平均340時間を記録している。

表1-1-2 道路交通事情の推移

区 分 \ 年	昭 4 5	5 0	5 5	6 0
人 口（万人）	762.0	827.9	847.3	866.8
自動車保有台数（万台）	135.8	180.9	220.3	268.0
道 路 延 長（km）	14,670	15,086	16,312	16,603

（注）人口は府企画部統計課調べ（各年10月1日現在）、自動車保有台数は近畿運輸局調べ（各年度末現在）、道路延長は府土木部道路課調べ（各年4月1日現在、ただし表中昭和45年は3月31日現在）

## 第2 大阪府の公害・環境行政の動向

### 1 公害・環境行政の歩み

#### (1) 戦前

大阪は、我が国でも特に人口と産業が集中している地域で、古くから生産活動が盛んに行われていたため、公害行政の歴史も、明治10年に全国に先がけて制定された「鋼折、鍛冶、湯屋三業者心得方」までさかのぼることができる。

その後、主にばい煙による被害が社会問題化してきたことに対処して、順次規制措置の強化が図られ、昭和7年には、公害規制を主な目的とした我が国最初の法令とされている「ばい煙防止規則」を制定し、ばい煙排出規制を行うなど、先駆的な公害防止措置がとられてきた。

#### (2) 戦後の復興期から高度経済成長期まで

第二次世界大戦後の復興期から高度経済成長期にかけては、産業構造の重化学工業化と人口・産業の都市集中の進行により、スモッグの発生にみられる大気汚染、河川の汚濁や住工混在による騒音・振動、更には自動車の排出ガス・騒音等による問題など、公害は広域化、多様化の様相を呈することとなった。

府では、これらの公害事象の多様化、深刻化に対処するため、昭和25年に制定した「大阪府事業場公害防止条例」を昭和29年及び40年に全面改正を行う一方、昭和41年4月に公害室を、また、昭和43年9月に公害監視センターを設置して、衛生部、商工部、企画部等に分掌されていた公害行政の一元的処理体制を整えるとともに、昭和44年に「大阪府公害防止条例」を制定し、事業活動によって生じる公害に対し規制、指導を強化し公害の防除に努めてきた。

#### (3) 「公害国会」以後

昭和40年代前半の公害の激化に加え、光化学スモッグなどの新たな公害事象の発生により公害問題は複雑で深刻な様相を呈するに至ったので、国においても昭和45年末のいわゆる「公害国会」において、「公害対策基本法」（昭和42年法律第132号）等公害関係法令の改正、整備が図られ、昭和46年に環境庁が設置された。

このような状況を踏まえ、本府では、昭和46年3月、「大阪府公害防止条例」の全面改正を行うとともに、公害対策を総合的に進めるため、昭和47年12月に公害対策基本法に基づき「大阪地域公害防止計画」を策定し、昭和48年9月には、公害の防止と環境保全のための総合的、基本的計画として「大阪府環境管理計画（BIG PLAN）」を策定し、応急的な汚染物質の削減対策を中心に公害防止に関する諸施策を積極的に推進してきた。

## 2 最近の動向

府域の環境汚染は、事業者はじめ関係者の理解と協力により、全般的には改善の傾向を示すようになってきている。しかし、窒素酸化物による大気汚染等、なお解決すべき課題も残されており、さらに、近年、近隣騒音等府民の日常生活に起因する環境問題も顕著となってきている。

他方、環境をめぐる府民意識がゆとりやうるおいのある快適環境を求めるようになってきており、府域の各地において、快適環境づくりの気運が盛り上がってきている。

本府では、このような社会情勢の変化を踏まえ、昭和57年12月に、健康で快適な環境を目指す基本計画として、「大阪府環境総合計画（STEP21）」を策定し、総合的な環境対策の推進に取り組んでいる。

そして、昭和58年3月には、公害防止に関する施策を総合的に実施するため、「大阪地域公害防止計画」の第3次策定を行い、公害防止に努めるとともに、府域に残された自然海浜を保全し、府民の適正な利用を促進するため、昭和58年11月に自然海浜保全地区の指定を行うなど、環境の保全に関する諸施策を推進している。

さらに、環境汚染や環境破壊を未然に防止するための環境影響評価の必要性にかんがみ、昭和59年2月には、「大阪府環境影響評価要綱」を制定し、その適正な運用により、府域の環境の保全に努めている。

また、環境問題における住民参加を重視する立場から、府民自らが河川の水質の環境を観察する「水質環境モニタリング事業」を昭和57年度から実施するとともに、昭和58年度から、大阪の快適環境づくりについて考える「快適環境府民会議」の開催、あるいは、環境問題に関する知識の普及を目的として、「環境大学講座」を開講するなど、環境問題への府民の積極的な参加を図っている。さらに、昭和59年度には、「大阪府環境情報コーナー」を開設し、環境情報に対する府民のニーズに応えている。

## 第2節 公害の現状

府域における大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、その他の公害について、それぞれの公害事象ごとの汚染状況の推移と現況の概要は、以下のとおりである。

### 1 大気汚染

#### (1) 二酸化硫黄

二酸化硫黄は、排出規制の強化、燃料の低硫黄化などの汚染防止対策の効果を反映して、顕著な減少傾向を示している。環境基準（1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm以下）の達成状況を長期的評価でみると、環境基準を達成した測定局は年々増加し、昭和56年度以降有効測定局（年間の測定時間が6,000時間以上の局。以下同じ。）全局で環境基準を達成していた。

#### (2) 二酸化窒素

二酸化窒素は、数次にわたる排出規制に加え、大阪市等17市1町では総量規制も実施されているが、近年横ばいの状態で推移しており、環境基準（1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmのゾーン内又はそれ以下）の達成状況をみると、昭和60年度においては、一般環境測定局では有効測定局54局中18局が0.04 ppm未満、同32局が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内で合計50局が達成していた。自動車排出ガス測定局では、有効測定局28局中3局が0.04 ppm未満、同9局が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内で合計12局が達成していた。

一方、旧環境基準（1時間値の1日平均値が0.02 ppm以下）でみると、全局で未達成であった。

#### (3) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質は、ここ数年やや減少の傾向にあるが、環境基準（1時間値の1日平均値が0.10 mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m<sup>3</sup>以下）の達成状況を長期的評価でみると、昭和60年度においては、6局が達成していた。

#### (4) 一酸化炭素

一酸化炭素は、数次にわたる自動車排出ガス規制により汚染状態は大幅に改善されており、環境基準（1時間値の1日平均値が10 ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20 ppm以下）の達成状況を長期的評価でみると、昭和54年度以降、有効測定局全局で環境基準を達成していた。

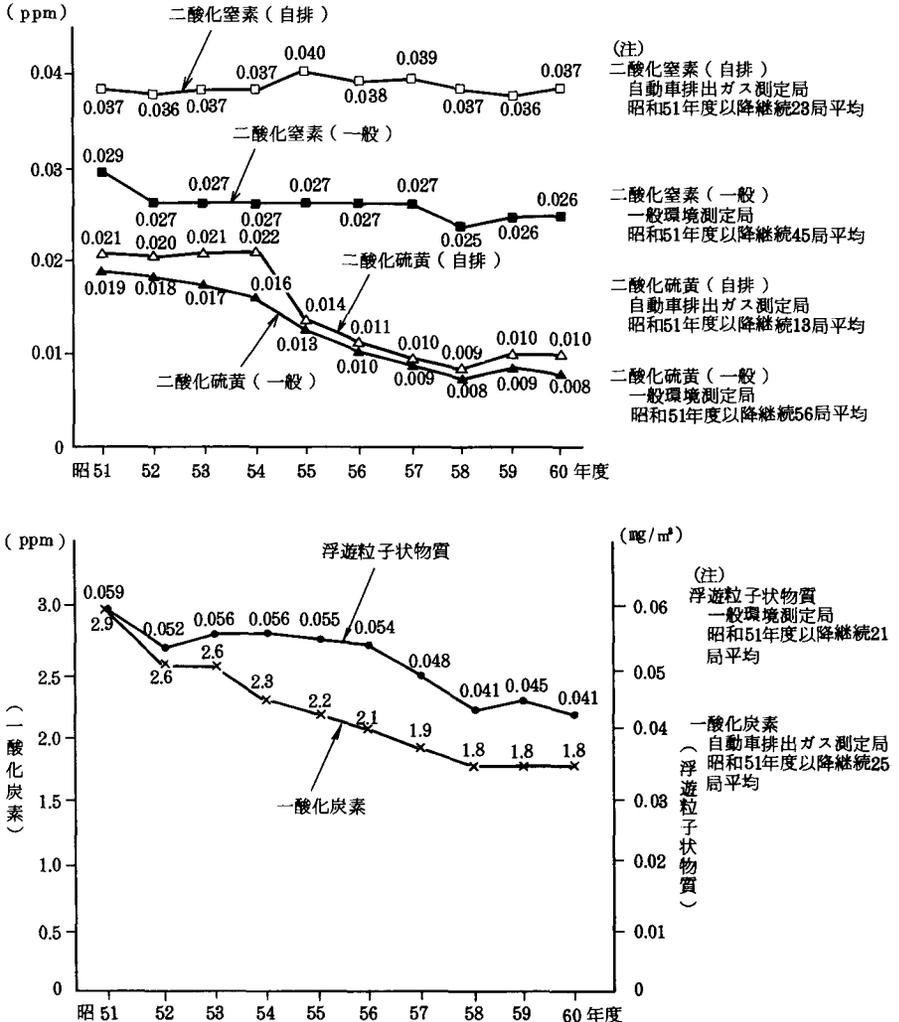
#### (5) 光化学オキシダント、光化学スモッグ

光化学オキシダントの環境基準（1時間値が0.06 ppm以下）の達成状況を見る

と、昭和60年度においては、有効測定局全局で未達成で、光化学オキシダント濃度が環境基準を超えた時間数は、昭和59年度より増加した。

また、光化学スモッグの発生状況を、光化学スモッグ予報等の発令回数でみると、昭和60年度において予報、注意報とも19回であり、被害の訴えの届出は16人であった。

図1-1-2 主要大気汚染物質濃度(年平均値)の推移



## 2 水質汚濁

### (1) 河川

#### ア 健康項目

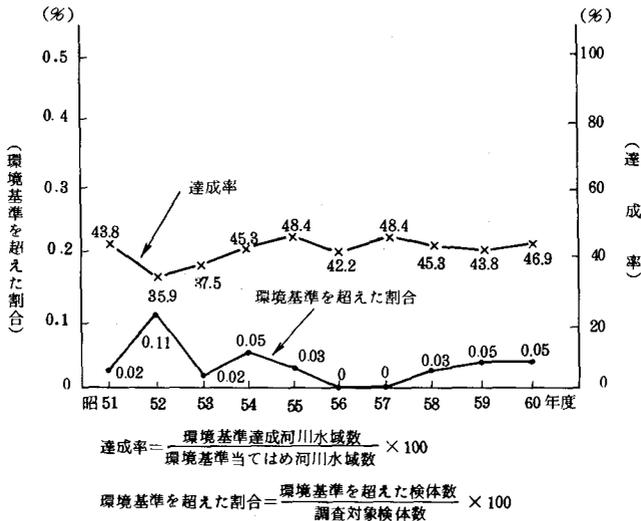
河川の汚濁状況についてみると、水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する項目として定められているカドミウム、シアン、有機リン、鉛、クロム（6価）、ヒ素、総水銀、アルキル水銀及びPCBの各項目のうち、カドミウムが女瀬川の天堂橋で、鉛が平野川の南弁天橋及び百舌鳥川の北条橋で環境基準を超えたが、その他の項目については、前年度に引き続き、すべての河川において環境基準を達成している。

#### イ 生活環境項目

生活環境の保全に関する項目のうち、河川の代表的な汚濁指標とされている生物化学的酸素要求量（BOD）でみると、近年はほぼ横ばいの状況で推移している。

また、環境基準が定められている64河川水域のうち、環境基準を達成しているのは30河川水域（達成率46.9%）であり、前年度（同43.8%）に比べやや増加した（図1-1-3）。

図1-1-3 河川の健康項目の環境基準を超えた割合とBODに係る環境基準達成率の推移



## (2) 海 域

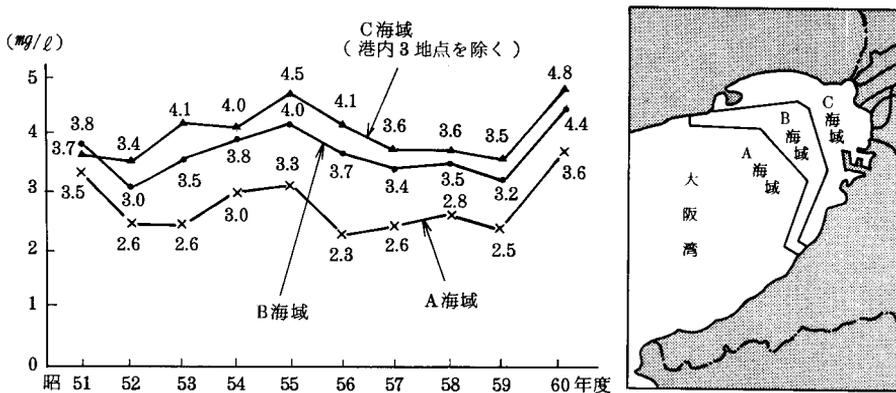
### ア 健康項目

大阪湾の汚濁状況についてみると、人の健康の保護に関する項目では、すべての測定地点で環境基準を達成している。

### イ 生活環境項目等

生活環境の保全に関する項目では、海域の代表的な汚濁指標である化学的酸素要求量（COD）の表層の値でみると、ここ数年の測定結果に比べて高い値を示しており、環境基準の達成状況は、C海域において達成しているが、A、B海域では達成していない（図1-1-4）。

図1-1-4 大阪湾のCOD（表層年平均値）の推移



また、富栄養化の要因物質とされている窒素、リンについてみると、表層では窒素は $0.79 \text{ mg/l}$ 、リンは $0.06 \text{ mg/l}$ と依然として富栄養化の様相を呈している。

なお、赤潮は大阪湾全域で39件（前年は41件）の発生が確認されている（表1-1-3）。

表1-1-3 大阪湾の赤潮確認件数の推移

年	昭56	57	58	59	60
件数	38	31	40	41	39

### 3 騒音その他の公害

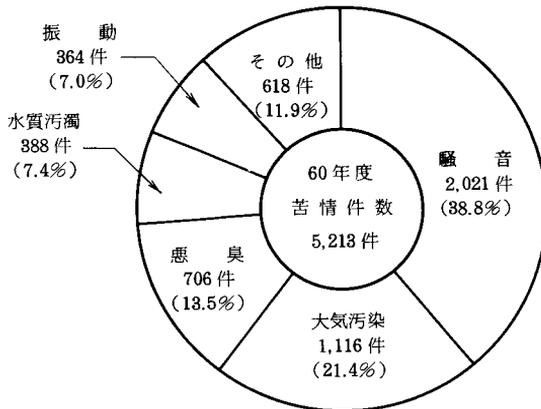
#### (1) 騒音

騒音は、各種公害の中でも住民の日常生活に密接な関係をもつため、毎年、府及び市町村が取り扱う公害苦情件数のうち、最も高い割合となっており、昭和60年度では全体の約39%を占め（図1-1-5）、前年度に比べ1.7ポイント低下している。

環境騒音の状況を環境基準の平均達成率で見ると、道路に面する地域においては、道路に面しない地域よりも相対的に低くなっている。

また、日常生活に起因するいわゆる生活騒音に関する苦情件数は、近年、おおむね横ばいの傾向で推移している。

図1-1-5 公害の種類別苦情件数（昭和60年度）



(注) ( )内は構成比

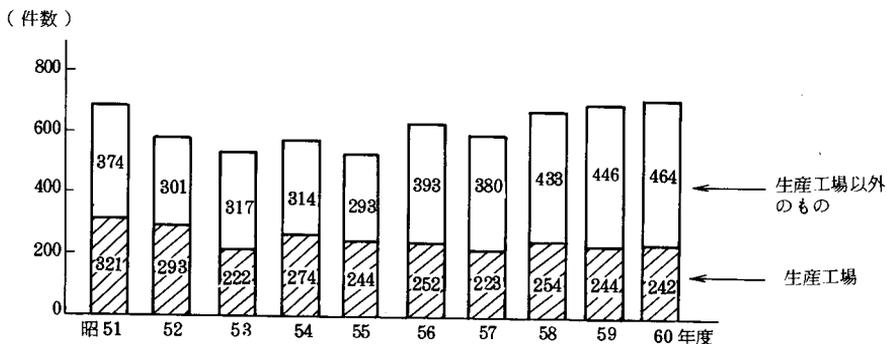
#### (2) 振動

振動に係る苦情件数については、前年度に比べやや増加しているが、そのうち工場の操業に伴うもの、次いで建設作業に伴うものが多く、両者で振動に係る苦情件数の約76%を占めている。

### (3) 悪 臭

悪臭の苦情件数は、前年度と横ばいの状況にあり、騒音、大気汚染に次いで多い。苦情原因となる発生源についてみると、生産工場以外のものが生産工場を上回ってきており、悪臭の発生源も多岐にわたっている(図1-1-6)。

図1-1-6 悪臭の発生源別の推移



### (4) 地盤沈下

地盤沈下は、全般的には前年度に引き続き沈静化の傾向にある。昭和60年度においては、年間最大沈下量は、北摂地域 1.68 cm、東大阪地域 2.50 cm、南河内地域 1.41 cmであった。その他の地域では、1 cm以上の沈下点がみられなかった。

### (5) 土 壌 汚 染

土壌汚染については、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律によりカドミウム、銅、ヒ素及びそれらの化合物が農用地の土壌汚染物質に指定されているが、昭和60年度に実施した調査結果では、前年度と同様いずれの地点においても、これらの特定有害物質による汚染は認められなかった。

### 第3節 環境行政の課題とその方向

大阪府は、人口と産業が集中している地域であることから、都市化、工業化に伴い大気汚染、水質汚濁等の公害問題が、昭和40年代に深刻な様相を呈するようになった。

このため、本府では事業者及び関係者の理解と協力のもとに、公害防止に関する諸施策を推進してきた結果、府域における環境汚染は、全般的には改善の傾向がみられるようになってきた。

しかしながら、窒素酸化物による大気汚染、一部の河川や大阪湾の水質汚濁など、なお解決すべき課題が残されている。加えて、自動車交通公害問題や近隣騒音問題、生活雑排水問題、空き缶問題等、府民の日常生活に起因する都市・生活型公害や、年々排出量が増大しその適正処理が要請されている廃棄物問題などが重要な課題となっている。さらに、府民の環境に対するニーズは、生活水準の上昇等による社会経済情勢の変化を背景として、身近な生活環境におけるゆとりやうるおいを求めるといった快適環境の創造に向けられてきており、今後の環境行政においては、環境の保全とともに、快適な環境を創造していくといった積極的な対応が必要となってきた。

そのためには、緑や水辺などのうるおいや公園、緑地等のオープンスペースを巧みに取り入れた都市づくりや、自然環境あるいは歴史的環境を積極的に保全することにより地域の特性を活かした住みよい町づくりを進めていくことが重要となってきた。

そして、これらの環境の保全と創造に係る課題を解決していくためには、府民の理解と協力による環境問題への主体的な取組みが不可欠であることから、環境問題に対する府民の積極的な参加を図っていく必要がある。

このような府域の環境をめぐる状況を踏まえ、今後、大阪のよりよい環境づくりのため、国、市町村をはじめとする関係機関との連携を密にしながら、英知を結集し、創意と工夫を重ね、「大阪府環境総合計画（STEP21）」に係る諸施策の推進に努める必要がある。

#### 1 環境の保全

##### (1) 生活環境の保全

府域の環境汚染の現状からみて、これまでの各種施策の成果を踏まえて、今後とも汚染状況の常時監視と発生源に対する規制・指導の徹底を図る必要がある。

大気汚染に関しての当面の重要な課題としては、窒素酸化物対策が挙げられるが、

これについては、特定工場等に対して総量規制基準（昭和57年大阪府告示第1815号）の遵守徹底を図るとともに、併せて総量規制対象外の固定発生源及び自動車等の移動発生源に対する各種の有効適切な対策を推進することによって、着実に排出量の削減を図り、二酸化窒素に係る環境基準を早期に達成する必要がある。また、浮遊粒子状物質については、発生源発生機構の未解明な部分の調査研究を進めるとともに、ばいじん、粉じん及びジゼル黒煙等に係る対策を推進していく必要がある。

水質汚濁に関しては、その主要施策として化学的酸素要求量（COD）に係る総量削減計画（昭和55年大阪府告示第659号）に基づき、昭和59年度を目標に工場・事業場に対する規制・指導、下水道の整備などの諸対策の推進に努めてきたところ、削減目標を達成することができたが、水質汚濁の現況にかんがみ、今後新たな総量削減計画の策定・推進を行い、より一層COD総量の削減を図る必要がある。

また、閉鎖性水域である大阪湾の富栄養化を防止するため、「<sup>りん</sup>リン及びその化合物に係る削減指導方針」（昭和55年大阪府告示第747号）に基づき、昭和59年度を目標に削減に必要な指導等に努めてきたところ、目標を達成することができたが、大阪湾については、依然として富栄養化の状態にあるため新たな<sup>りん</sup>リン削減指導方針を策定し、より一層<sup>りん</sup>リン排出量の削減を図るとともに、富栄養化の要因物質の一つである窒素についても調査・研究を進めていく必要がある。

一方、近年、生活雑排水による汚濁の割合が高くなってきているが、府民一人ひとりが水を汚さないという自覚を持つことが大切であり、このための啓発を積極的に行う必要がある。

騒音・振動問題に関しては、工場、事業場に対する規制・指導を徹底するとともに、自動車、新幹線鉄道などに対する発生源対策や沿線土地利用の適正化を積極的に進める必要がある。また、低周波空気振動の実態把握や防止対策の推進、昭和58年4月から実施している深夜の飲食店等でのカラオケ装置等音響機器の使用制限の徹底、その他生活騒音防止に関する府民啓発活動を一層強化していく必要がある。

自動車交通公害については、中央公害対策審議会において、昭和58年4月に物流体系面の改善と、土地利用面からの取組みについて答申している。本府としても、これらの観点に立って、物流の合理化、集約化をはじめ大量公共輸送機関の整備、新交通システムの導入など、自動車交通量の削減を図るための有効な方策を見出し、推進していくことが必要である。また、ジゼル車等については、なお排出規制の強化を図るため、排出ガス及び騒音の防除技術の開発を進めるとともに、地域

にあった道路構造の改良、沿道の整備等を積極的に推進する必要がある。

航空機公害に関しては、高騒音機材から低騒音機材への転換や運航方式の改善等を今後とも国に働きかけていくとともに、空港周辺については、住宅の防音工事等による個別の住環境の改善に努めるほか、大阪国際空港周辺整備計画に基づき具体的な地区整備計画を早期に策定し、空港と調和のとれた周辺地域の整備を図る必要がある。特に、騒音等激甚地区である航路直下及び空港隣接地については、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に加え都市計画法の手法を導入して計画的に緑地を整備するとともに、緑地に隣接する地区については、公園、細街路等の都市基盤施設を整備して、都市環境の改善を図っていく必要がある。

廃棄物の処理対策としては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく処理分担に従い、産業廃棄物については、同法及び「大阪府産業廃棄物処理計画」（昭和57年6月策定）に基づき、事業者処理責任の原則にのっとり適正に処理を行うよう、事業者への指導等を強化するとともに、一般廃棄物については、市町村における処理施設の整備の促進を図る必要がある。また、廃棄物の最終処分場の確保に努めるとともに、環境への負荷を与えないためには、減量化が基本であるとの観点から減量化対策を更に進める必要がある。

また、今後のエネルギー事情の動向を踏まえ、環境への負荷軽減の観点から良質燃料の安定的確保、公害防止技術の研究開発、省資源・省エネルギー対策等を促進するとともに、事業者及び府民に対する啓発活動を行い、より積極的な理解と協力を求めていく必要がある。

なお、上述の諸対策を講じるに当たっては、中小企業が大きなウエイトを占める本府の産業構造の特性に留意し、中小企業関連施策とも十分な連携を保ちつつ、環境保全のための施策を展開する必要がある。

## (2) 自然環境、歴史的文化的環境の保全

自然環境については、府域の緑被地のほとんどを占める周辺山地の森林を残していくとともに、昭和60年代を「大阪みどりの10年」と位置づけ緑の極めて乏しい状況にある市街地では、公園や緑地などの整備をはじめ、公共施設の緑化を積極的に進めるとともに、府民の協力と参加による植樹など、身近なところからの緑化を積極的に進める必要がある。

また、自然海浜については、「大阪府自然海浜保全地区条例」（昭和56年大阪府条例第2号）に基づき、その保全を図っていくこととしている。

また、古くから発展してきた府域には、歴史的文化的遺産が多数残っているが、その保存に努めるとともに、周囲の環境をも含めた全体としての歴史的文化的雰囲気<sup>（きょうき）</sup>が保存されるよう、対策を進める必要がある。

## 2 快適な環境の創造

府民の意識が、ゆとりやうるおいのある快適な環境、より質の高い環境を強く求めるようになってきており、今後は、環境の保全のみにとどまらず、従来の効率性、機能性に傾斜しがちであった大阪の都市づくりに、人間性を基調とした快適な環境づくりという視点を加え、環境の保全と創造が一体となった環境対策を展開していくことが必要である。

快適な環境づくりに当たっては、それぞれの地域の持つ特性を十分認識し、地域住民の理解と積極的な参加を得て、地域の豊かな自然、歴史や文化の香り、魅力ある都市空間をうまく組み合わせ、生き生きとした個性あるまちづくりを積極的に進めていくことが必要である。

このような快適な環境づくりを進めるため、関係部局において各種の事業を推進しているところであるが、さらに環境対策推進本部等を通じて快適環境を創造するための諸対策の総合的、計画的な推進に努める。

また、行政における取組みだけでなく、府民、事業者、行政が一体となって全府民的な取組みを行うことによって、今後とも21世紀に向けてアメニティ豊かな大阪の快適な環境づくりを進める必要がある。

## 3 環境利用の予見的総合的管理

生活環境、自然環境や歴史的文化的環境の保全を図る上で、規制・指導を中心とする諸対策は今後とも推進する必要があるが、将来にわたって良好な環境を保全していくためには、あらかじめ発生することが予想される環境汚染を、未然に防止する必要がある。

このため、昭和59年2月に「大阪府環境影響評価要綱」を制定したところであり、昭和59年度においては、この制度として関西電力南港発電所の建設計画について審査を終了し、昭和60年度においては大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス計画）について審査を行ったほか、関西国際空港建設事業、南大阪湾岸整備事業及び阪南丘陵開発計画に係る土砂採取事業についてそれぞれ審査手続きを進めた。今後とも、開発事業については、この制度の適正な運用を図り、環境の保全に努めることとしている。また、環境汚染や自然破壊を早期に発見し適切に対処していくためには、人間の社会的、経済的諸活動による環境への影響についての確に把握する必

要があるので、従来の環境監視体制の整備、充実に加え、生物指標や地球観測衛星によるリモートセンシングデータの活用等を図りながら、総合的な環境把握に努めることとしている。また、環境の現況解析や将来予測等の基礎資料として、幅広く活用できるよう諸情報を体系的に蓄積整備するとともに、必要に応じて事業者や府民に対しても提供できるよう、その一つとして、「大阪府環境情報コーナー」を整備したところであるが、今後ともこれらの一層の整備充実に努める必要がある。

なお、関西国際空港の建設・運用及び関連事業の実施に際し、環境面・社会経済面において地域住民の生活に支障を及ぼすことのないよう努めることとして、昭和61年2月、「関西国際空港環境監視機構」が設立された。本機構の運営を通じて、事業主体等によって行われた環境監視結果をチェックし、必要に応じて対策の要請・勧告等を行うことにより、地域住民の快適かつ安定した生活の確保を図る必要がある。

#### 4 住民参加の推進

環境をめぐる府民のニーズは、多様化、複雑化してきており、日常生活につながる環境の改善の問題を考えると府民の主体的な取組みが、ますます重要な課題となってきている。

そのためには、行政、事業者、府民のすべてが、環境に関する情報を共通なものとするにより、府域の環境問題についての認識を高め、また、相互に協力して豊かな環境の創出を目指す活動の輪を拡げていかなければならない。住民参加の一つの試みとして、府民の参加を得て水質環境モニタリング事業を実施しているが、このような府民の主体的、実践的参加を促進するための施策を更に充実していく必要がある。

また、府民が環境問題に対する理解を深め、問題解決のために積極的に参加し行動するよう、効果的な啓発・普及活動を実施していく必要がある。この場合、最も基本的な方策として、学校、社会、家庭など広い意味での教育の場において、府民一人ひとりが環境問題の重要性を理解し、その解決に努力するという環境教育の視点を重視する必要がある。